

浜の活力再生プラン  
(第2期)

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	那珂湊地区地域水産業再生委員会
代表者名	委員長 磯前 昌宏 (那珂湊漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	那珂湊漁業協同組合, 那珂湊水産加工業協同組合, ひたちなか市
オブザーバー	茨城県漁政課, 茨城県水産試験場, 茨城沿海地区漁業協同組合連合会

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	ひたちなか市那珂湊地区 48経営体 沖合底びき網漁業(1), 小型機船底びき網漁業(4), 船びき網漁業(4), 固定式さし網漁業(5), 曳き釣り漁業(22), 採介藻漁業(12)
-----------------------	--

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>ひたちなか市那珂湊地区は、茨城県沿岸部のほぼ中央に位置し、その沖合には黒潮・親潮が交錯した豊かな漁場があり、シラスやヤリイカなど回遊性のものから、ヒラメ、やアンコウなど定着性のものまで、多様な水産物が漁獲される。</p> <p>本地区の経営体は、20トン未満の沿岸小型船漁業を営む経営体が大半を占めており、底びき、船びき、さし網、釣りを主体として、磯根漁業などを複合的に営む経営体も多い。</p> <p>また、那珂湊漁港はカツオ・サンマの水揚げ地でもあり、かつお一本釣り漁船やさんま棒受け網漁船等の廻船誘致にも地域を挙げて積極的に取り組んでいる。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発事故の風評被害も大きく受け、その払拭のためのPR等にも取り組んできたが、漁獲量の減少、魚価の低迷、さらには燃油価格の上昇などが続く中で、当地域の水産業は厳しい状況にあり、漁業者の高齢化や後継者不足による経営体の減少や弱体化が課題となっている。</p>
--

## (2) その他の関連する現状等

<p><b>【地域との連携】</b></p> <p>那珂湊地区は、水産物の水揚げ拠点としての漁港を有するだけでなく、後背地には大規模な加工団地や、全国から年間約100万人の観光客が魚介類を求めて訪れる鮮魚量</p>
---

販店や飲食店が並ぶ「那珂湊おさかな市場」が立地し、生産から加工、小売に至る水産に関する産業が根幹となった地域経済が成り立っている。

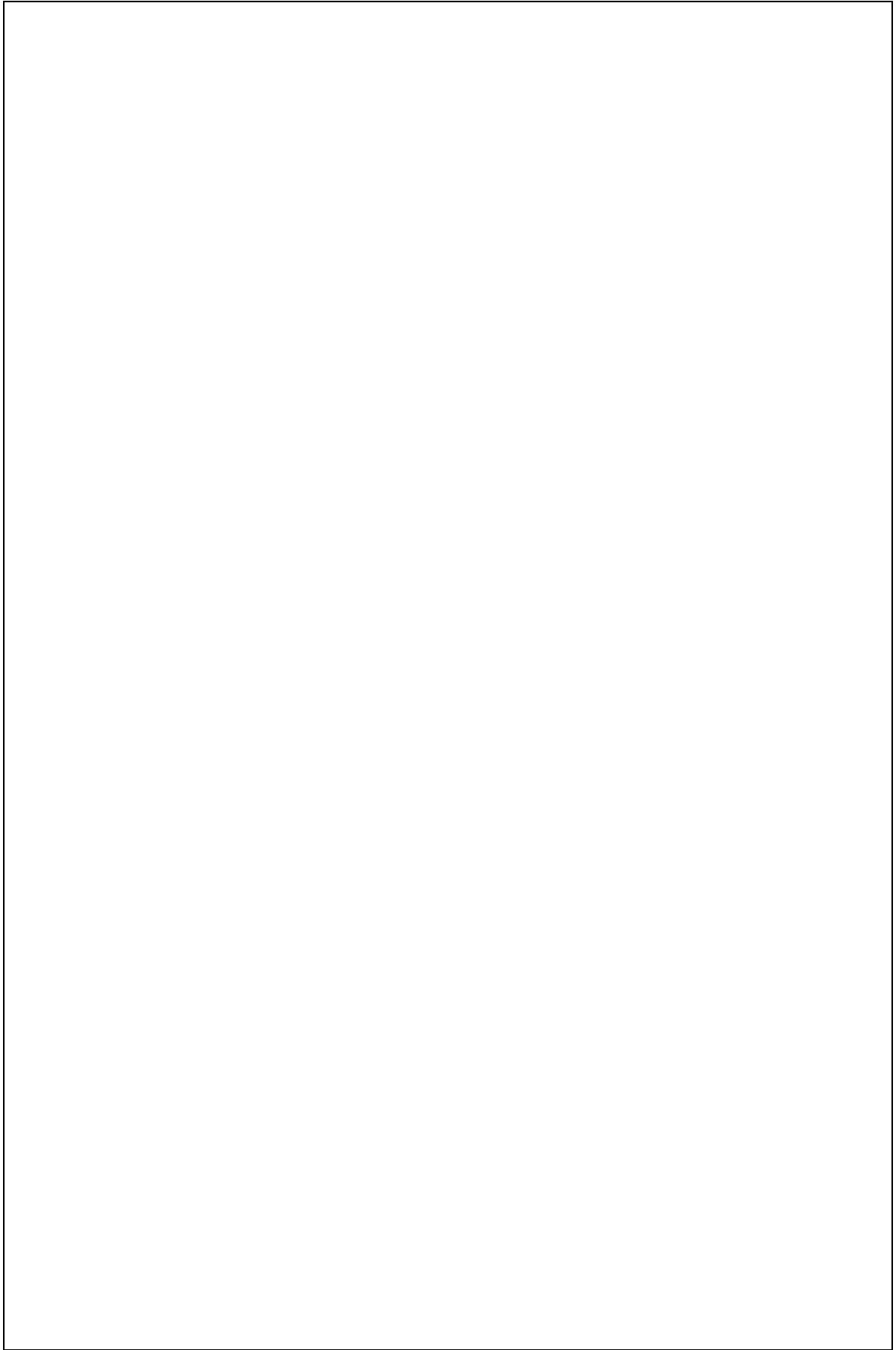
市では、その土地柄を生かし、水産業を中心とした地域経済の活性化を推進するための政策を進めており、平成28年4月には「ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例」を制定し、10月10日の『とと（魚）の日』に合わせた地元水産物を取り扱う飲食店でのイベント開催や、子供たちを対象にした魚食普及講演会の開催などを行ってきた。

なかでも、本地区の活動組織の一つである那珂湊漁協女性部は、学校給食等への食材提供や市内小学校への出前料理教室、市内から多くの人を訪れる市産業祭等のイベントでの出店など、地域における魚食普及から観光振興に至るまで、幅広い活動を行っており、これらの活動は、本地区の目指す水産を要とした地域振興に大きく寄与するものとなっている。

### 3 活性化の取組方針

#### (1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



## (2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

### 《漁業収入向上のための取組》

#### 1. 衛生管理体制の強化

- ・市（市場開設者）及び漁協（市場管理者）は、水産試験場、専門機関の指導のもと、市場内の導線等の改善を図りつつ、必要な施設整備を行い、すべての漁業者や仲買人等の市場利用者はその適切な利用により衛生管理体制の強化を図る。また、市場利用者を集めた協議会の定期開催や、衛生管理講習会を通じて、衛生管理体制の改善や利用者の意識向上を図る。
- ・底びき網漁業者は、多種多様な漁獲物を市場で選別する必要があるため、選別台を導入し、選別作業の効率化を図り、衛生管理体制の強化や漁獲物の鮮度保持に努める。

#### 2. 販売・PR等の強化

##### (1) 新たな販売方法の開拓

- ・漁協は、新たな販売方法として、底びき網漁獲物の1船全量独占販売を行い、魚価の向上を図る。

##### (2) 6次産業化等の取組強化

- ・漁協女性部は、6次産業化等の取組により、地元水産物の付加価値向上や消費拡大を目指す。

##### (3) 加工品販売の強化

- ・加工協及び加工協組合員は、加工品販売の強化のため、地元原料を活用した新たな商品の開発と販路の開拓を行うとともに、加工排水の処理方法を排水処理施設内での全処理から公共下水道への接続に変更し、加工コストの削減を図る。

##### (4) 魚食普及のPR

- ・市は、漁港を訪れる方が海釣りを楽しむための公園として整備した漁港公園内の遊歩道（ボードウォーク）を改築し、公園内で市魚食の普及推進に関する条例の啓発

や魚食普及のイベントを開催することで、漁港区域の賑わい創出と魚食の普及を図る。

### 3. 地先資源の管理

- ・漁業者は、ヒラメやアワビの種苗放流や、法的管理及び自主管理による資源管理型漁業を行い、資源の維持増大に努める。また、アワビの放流については、試験研究機関等の指導のもと、より効率的かつ効果的な放流手法の導入により、放流効果の増大を図る。

### 4. 後継者育成

- ・漁協及び市は、後継者育成対策協議会を定期的を開催し、地域が一体となった後継者対策を行うための枠組づくりを目指す。
- ・市は、これまで行ってきた漁業体験事業の拡充や、後継者確保のために研修生を受け入れる漁業者に対する支援により、就業機会の創出に努める。
- ・漁協は、漁業研修の希望者の受け入れを積極的に行い、後継者の確保に努める。

### 《漁業コスト削減のための取組》

#### 5. 操業コスト削減

##### (1) 燃油高騰対策として省エネ活動

- ・漁業者は、燃油高騰対策として、漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、燃油使用量の削減のため、船底清掃や減速航行に努める。

##### (2) 上架場の改修

- ・漁協は、老朽化した上架場の改修を行う。

### (3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

#### 1. シラス

- (1) 1月1日から2月10日までを採捕禁止期間とする。(茨城県海面漁業調整規則) **【公的管理】**
- (2) シラスの操業時間は、日の出から午後3時までとする。また、毎週日曜日は休漁日とする。(茨城県小型船漁業協議会による曳網漁業資源管理協定) **【自主管理】**

#### 2. ヒラメ

- (1) 小型魚の保護のため、全長30cm未満の採捕禁止。(漁業調整委員会指示、平成7年1月から) **【公的管理】**
- (2) ヒラメ資源種苗地点には、ヒラメ資源管理を表示した旗を立て、放流後10日間、放流地点より1km四方の範囲について、操業を自粛する。(茨城県資源管理漁業者検討会によるヒラメ資源管理計画) **【自主管理】**

### 3. アワビ

- (1) 10月1日から翌年5月31日までを採捕禁止期間とする。(茨城県海面漁業調整規則)【公的管理】
- (2) 殻長11cm以下の採捕禁止。(茨城県海面漁業調整規則)【公的管理】
- (3) 漁獲上限は6t/年, 20kg/人/日とし, 漁獲サイズは殻長12cm以上とする。また, 操業時間は8時~11時とする。【自主管理】

### 4. シライトマキバイ

漁獲上限は60カゴ/操業とし, 殻長7cm未満は再放流する。(平成19年4月から)【自主規制】

#### (4) 具体的な取組内容(毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目(令和3年度) 以下の取組により漁業所得を基準年比3.97%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 衛生管理体制の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・市(市場開設者)及び漁協(市場管理者)は, 漁業種類ごとの市場内の出荷導線等を現状に合わせて整理し, 市場の運用方法について見直しを行う。</li><li>・市は, 見直した市場の運用方法に合わせて, 漁獲物の選別やセリ等を行うエリアに, 防鳥ネットを設置する。</li><li>・市は, 漁業者や仲買人等の市場利用者を集めた協議会を開催し, 必要な協議や情報交換を行う。</li><li>・漁協は, 市場利用者を対象とした衛生管理講習会を年に1回開催し, 利用者の衛生管理に対する意識向上を図る。</li><li>・底びき網漁業者は, 全経営体で選別台を導入する。</li></ul></li><li>2. 販売・PR等の強化<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新たな販売方法の開拓<ul style="list-style-type: none"><li>・漁協は, 底びき網漁獲物の1船全量独占販売について検討し, 取引先(量販店を想定)のリサーチや関係者との調整を行う。</li></ul></li><li>(2) 6次産業化等の取組強化<ul style="list-style-type: none"><li>・漁協女性部は, 漁獲物の水揚げ状況に合わせ, 市内の学校や老人介護施設等への食材提供の円滑な実施と取組の拡大を図るため, 現在主体となるサンまつみれやアカエイ(にこちゃん)に加えた新たな商品の追加について検討し, 取引先への売り込みと商品の試作を行う。</li><li>・漁協女性部は, 市などが主催する地元産業祭へのイベント出店や</li></ul></li></ul></li></ul>
--------------	---

	<p>地元小学校での料理教室等の魚食普及活動を積極的に行う。</p> <p>(3) 加工品販売の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工協組合員は、地元原料（タコを想定）を利用した新たな加工品の開発に着手するとともに、販売先の検討を行う。</li> <li>加工協は、組合で管理する加工団地内の排水処理施設について、公共下水道への接続工事に係る計画、調整を行う。</li> </ul> <p>(4) 魚食普及のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、漁港公園内の遊歩道（ボードウォーク）改築工事に係る計画、調整を行う。</li> </ul> <p>3. 地先資源の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者は、ヒラメやアワビの種苗放流や、法的管理及び自主管理による資源管理型漁業を行い、資源の維持増大に努める。</li> <li>採鮑漁業者は、試験研究機関等の指導のもと、アワビ放流への放流器の導入について検討する。</li> </ul> <p>4. 後継者育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、船びき網を対象とした漁業体験事業を実施するとともに、漁協と連携して後継者育成対策協議会を開催し、その他の漁業種類の体験メニューや研修生を受け入れる漁業者に対する新たな支援策について検討する。</li> <li>漁協は、漁業の研修を希望する者の受け入れを積極的に行い、後継者の確保に努める。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>5. 操業コスト削減</p> <p>(1) 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者は、漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、燃油使用量の削減のための船底清掃・減速航行に努める。</li> </ul> <p>(2) 上架場の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁協は、老朽化した上架場の改修を行うため、利用者との調整や、近隣の漁協と連携を図りながら整備の方針についての検討を行う。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業          漁業人材育成総合支援事業          女性活躍のための実践活動支援事業          漁業経営セーフティネット構築事業</p>

2年目（令和4年度） 以下の取組により漁業所得を基準年比5.42%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 衛生管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者や仲買人等の市場利用者は、市及び漁協と協力して決められた導線での出荷や防鳥ネットの使用など、衛生管理体制を強化するための市場の運用に努め、水産試験場や専門機関の指導を受けながら、必要な改善を図る。</li><li>・市及び漁協は、協議会や講習会を開催し、市場利用者による適切な市場の利用継続と衛生管理に対する意識向上に努める。</li><li>・底びき網漁業者は、選別台の使用を継続し、必要に応じて使用方法の改善を図る。</li></ul> <p>2. 販売・PR等の強化</p> <p>(1) 新たな販売方法の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁協は、底びき網漁獲物の1船全量独占販売を行う取引先との調整を行い、試験的な出荷を開始するとともに、本格出荷に向け、出荷頻度等の詳細な検討を行う。</li></ul> <p>(2) 6次産業化等の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁協女性部は、学校給食等への提供商品1品目を追加し（メヒカリを想定）、試験的な販売を開始するとともに、次年度新たに追加する商品（シラスを想定）の試作を行う。</li><li>・引き続き、イベント出店や料理教室等の魚食普及活動を積極的に行う。</li></ul> <p>(3) 加工品販売の強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・加工協組合員は、地元原料を利用した新たな加工品の試験的な販売を開始する。</li><li>・加工協は、組合で管理する加工団地内の排水処理施設について、公共下水道への接続工事を実施する。</li></ul> <p>(4) 魚食普及のPR</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市は、漁港公園内の遊歩道（ボードウォーク）改築工事を実施するとともに、工事が完了した漁港公園内での、市魚食の普及推進に関する条例の啓発や魚食普及のイベント開催を検討する。</li></ul> <p>3. 地先資源の管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者は、引き続き、種苗放流や資源管理型漁業を行うことで、資源の維持増大に努める。</li><li>・採鮑漁業者は、放流器を使用したアワビ種苗の放流を開始する。</li></ul>
--------------	--



	<p>4. 後継者育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、新たなメニューを加えて漁業体験事業を継続するとともに、研修生を受け入れる漁業者への新たな支援を開始する。</li> <li>・漁協及び市は、後継者育成対策協議会で、必要な協議や情報交換を行う。</li> <li>・漁協は、引き続き、漁業の研修を希望する者の受け入れを積極的に行い、後継者の確保に努める。</li> </ul>
漁業コスト削減のための取組	<p>5. 操業コスト削減</p> <p>(1) 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、引き続き、燃油使用量の削減のための船底清掃・減速航行に努める。</li> </ul> <p>(2) 上架場の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、上架場の改修工事の実施に向けて、工事計画を策定する。</li> </ul>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業</p> <p>漁業人材育成総合支援事業</p> <p>女性活躍のための実践活動支援事業</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業</p>

3年目（令和5年度）以下の取組により漁業所得を基準年比7.14%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 衛生管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者や仲買人等の市場利用者は、市及び漁協と協力して、引き続き、市場の適切な運用に努め、必要に応じて改善を図る。</li> <li>・市及び漁協は、協議会や講習会を開催し、市場利用者による適切な市場の利用継続と衛生管理に対する意識向上に努める。</li> <li>・底びき網漁業者は、選別台の使用を継続し、必要に応じて使用方法の改善を図る。</li> </ul> <p>2. 販売・PR等の強化</p> <p>(1) 新たな販売方法の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、底びき網漁獲物の1船全量独占販売について、本格的な出荷を開始する。</li> </ul> <p>(2) 6次産業化等の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協女性部は、前年度に開発した商品（メヒカリを想定）の学校給食等への本格的な販売開始及び新商品（シラスを想定）の試験的な販売を開始するとともに、次年度新たに追加する商品（タコを想定）の試作を行う。</li> </ul>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、イベント出店や料理教室等の魚食普及活動を積極的に行う。</li> <li>(3) 加工品販売の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工協組合員は、地元原料を利用した新たな加工品の本格的な出荷を開始し、生産体制を整える。</li> <li>・加工協は、工事が完了した排水処理施設を適切に運用し、組合員の加工品生産コストの削減に努める。</li> </ul> </li> <li>(4) 魚食普及のPR <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、漁港公園内において、市魚食の普及推進に関する条例の啓発や魚食普及のイベントを開催する。</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 地先資源の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、引き続き、種苗放流や資源管理型漁業を行うことで、資源の維持増大に努める。</li> <li>・採鮑漁業者は、放流器を使用したアワビ種苗の放流を継続する。</li> </ul> <p>4. 後継者育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、漁業体験事業や研修生を受け入れる漁業者への支援を継続する。</li> <li>・漁協及び市は、後継者育成対策協議会を開催し必要な協議や情報交換を行う。</li> <li>・漁協は、引き続き、漁業の研修を希望する者の受け入れを積極的に行い、後継者の確保に努める。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>5. 操業コスト削減</p> <p>(1) 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、引き続き、燃油使用量の削減のための船底清掃・減速航行に努める。</li> </ul> <p>(2) 上架場の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、上架場の改修工事を実施する。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業  漁業人材育成総合支援事業  女性活躍のための実践活動支援事業  漁業経営セーフティネット構築事業</p>

4年目（令和6年度） 以下の取組により漁業所得を基準年比9.79%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 衛生管理体制の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者や仲買人等の市場利用者は、市及び漁協と協力して、引き続き、市場の適切な運用に努め、必要に応じて改善を図る。</li><li>・市及び漁協は、協議会や講習会を開催し、市場利用者による適切な市場の利用継続と衛生管理に対する意識向上に努める。</li><li>・底びき網漁業者は、選別台の使用を継続し、必要に応じて使用方法の改善を図る。</li></ul></li><li>2. 販売・PR等の強化<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 新たな販売方法の開拓<ul style="list-style-type: none"><li>・漁協は、底びき網漁獲物の1船全量独占販売を継続する。</li></ul></li><li>(2) 6次産業化等の取組強化<ul style="list-style-type: none"><li>・漁協女性部は、前年度に開発した商品（シラスを想定）の学校給食等への本格的な販売開始及び新商品（タコを想定）の試験的な販売を開始する。</li><li>・引き続き、イベント出店や料理教室等の魚食普及活動を積極的に行う。</li></ul></li><li>(3) 加工品販売の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・加工協組合員は、地元原料を利用した新たな加工品の販売を継続するとともに、市との協力によりふるさと納税の返礼品としての提供や、イベントでの販売等、販路を拡大する。</li><li>・加工協は、引き続き、排水処理施設を適切に運用し、組合員の加工品生産コストの削減に努める。</li></ul></li><li>(4) 魚食普及のPR<ul style="list-style-type: none"><li>・市は、漁港公園内において、市魚食の普及推進に関する条例の啓発や魚食普及のイベントの開催を継続する。</li></ul></li></ol></li><li>3. 地先資源の管理<ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者は、引き続き、種苗放流や資源管理型漁業を行うことで、資源の維持増大に努める。</li><li>・採鮑漁業者は、放流器を使用したアワビ種苗の放流を継続する。</li></ul></li><li>4. 後継者育成<ul style="list-style-type: none"><li>・市は、漁業体験事業や研修生を受け入れる漁業者への支援を継続する。</li><li>・漁協及び市は、後継者育成対策協議会を開催し必要な協議や情報</li></ul></li></ol>
--------------	---

	<p>交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、引き続き、漁業の研修を希望する者の受け入れを積極的に行い、後継者の確保に努める。</li> </ul>
漁業コスト削減のための取組	<p>5. 操業コスト削減</p> <p>(1) 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、引き続き、燃油使用量の削減のための船底清掃・減速航行に努める。</li> </ul> <p>(2) 上架場の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、完成した上架場の適切な運用に努める。</li> </ul>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業</p> <p>漁業人材育成総合支援事業</p> <p>女性活躍のための実践活動支援事業</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業</p>

5年目（令和7年度） 以下の取組により漁業所得を基準年比11.26%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 衛生管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者や仲買人等の市場利用者は、市及び漁協と協力して、引き続き、市場の適切な運用に努め、必要に応じて改善を図る。</li> <li>・市及び漁協は、協議会や講習会を開催し、市場利用者による適切な市場の利用継続と衛生管理に対する意識向上に努める。</li> <li>・底びき網漁業者は、選別台の使用を継続し、必要に応じて使用方法の改善を図る。</li> </ul> <p>2. 販売・PR等の強化</p> <p>(1) 新たな販売方法の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、底びき網漁獲物の1船全量独占販売を継続する。</li> </ul> <p>(2) 6次産業化等の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協女性部は、これまでに開発した計5品目の商品について、学校給食等への提供を継続するとともに、引き続き、イベント出店や料理教室等の魚食普及活動を積極的に行う。</li> </ul> <p>(3) 加工品販売の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工協組合員は、引き続き、地元原料を利用した加工品の販売を行い、販路の拡大を図る。</li> <li>・加工協は、引き続き、排水処理施設を適切に運用し、組合員の加工品生産コストの削減に努める。</li> </ul> <p>(4) 魚食普及のPR</p>
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、漁港公園内において、市魚食の普及推進に関する条例の啓発や魚食普及のイベントの開催を継続する。</li> </ul> <p>3. 地先資源の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、引き続き、種苗放流や資源管理型漁業を行うことで、資源の維持増大に努める。</li> <li>・採鮑漁業者は、放流器を使用したアワビ種苗の放流を継続するとともに、試験研究機関と連携し、漁獲量等からその効果についての検証を行い、今後の方向性について検討する。</li> </ul> <p>4. 後継者育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、漁業体験事業や研修生を受け入れる漁業者への支援を継続する。</li> <li>・漁協及び市は、後継者育成対策協議会を開催し必要な協議や情報交換を行う。</li> <li>・漁協は、引き続き、漁業の研修を希望する者の受け入れを積極的に行い、後継者の確保に努める。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>5. 操業コスト削減</p> <p>(1) 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、引き続き、燃油使用量の削減のための船底清掃・減速航行に努める。</li> </ul> <p>(2) 上架場の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、完成した上架場の適切な運用に努める。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業          漁業人材育成総合支援事業          女性活躍のための実践活動支援事業          漁業経営セーフティネット構築事業</p>

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、加工協及び市は、水産業を根幹とした街づくりや地域振興に貢献するため、地元の観光協会や鉄道会社が開催するイベント等に積極的に参加する。</li> <li>・漁協、加工協及び市は、行政（県）や水産関係機関（茨城沿海地区漁業協同連合会など）と連携し、地元水産物の知名度向上や消費拡大のための施策に取り組む。</li> </ul>
--

#### 4 目標

##### (1) 所得目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	令和元年度：漁業所得（地区全体）
	目標年	令和7年度：漁業所得（地区全体）

##### (2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

##### (3) 所得目標以外の成果目標

1 船全量独占販売の取引回数	基準年	令和元年度： 0回
	目標年	令和7年度： 20回
漁協女性部による学校給食への販売商品数	基準年	令和元年度： 2品目
	目標年	令和7年度： 5品目

##### (4) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>〈1 船全量独占販売の取引回数〉 初年度（R3）を取引先や関係者等との調整期間とし、2年目（R4）から4年目（R6）にかけて取引回数を段階的に増加させ、目標年（R7）までに取引回数を年間20回とする。</p> <p>〈漁協女性部による学校給食への販売商品数〉 基準年（R1）時点では、サンマのつみれとにこちゃんフライの2商品をを学校給食等へ提供しており、目標年（R7）までに3商品（メヒカリ、シラス、タコを想定）を追加し、学校給食への販売商品数を5商品とする。</p>
---

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工協は、組合で管理する加工団地内の排水処理施設を公共下水道に接続することで、加工コストの削減を図る。</li> <li>・漁協は老朽化した上架場を改修し、漁業コストの削減を図る。</li> <li>・市は、漁港公園内の遊歩道（ボードウォーク）を改築し、公園内で市魚食の普及推進に関する条例の啓発や魚食普及のイベントを開催することで、漁港区域の賑わい創出と魚食の普及を図る。</li> </ul>
漁業人材育成総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、新規就業者を確保するため、積極的に漁業研修の受け入れを行う。</li> </ul>
女性活躍のための実践活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協女性部は、6次産業化による魚価の向上や、水産物の消費拡大を図る。</li> </ul>
漁業経営セーフティネット構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油高騰に備えた体制を整える。</li> </ul>